

(別記様式第1号)

|        |        |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成27年度 |
|        |        |
| 計画主体   | 仙 台 市  |

## 仙台市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 仙台市経済局農林部農業振興課  
所在地 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
電話番号 022-214-8334  
FAX番号 022-214-8338  
メールアドレス [kei008130@city.sendai.jp](mailto:kei008130@city.sendai.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |               |
|------|---------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンザル    |
| 計画期間 | 平成27年度～平成29年度 |
| 対象地域 | 仙台市           |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成26年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状                      |                        |
|-------|----------------------------|------------------------|
|       | 品目                         | 被害数値                   |
| イノシシ  | 水稲、ソバ、野菜(バレイショ、カボチャ、タマネギ)等 | 被害面積 660a<br>被害額 742万円 |
| ニホンザル | 野菜(ネギ、ニンジン、ダイコン)、水稲等       | 被害面積 36a<br>被害額 67万円   |

(2) 被害の傾向

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシは、近年、西部の防護柵未設置地区を中心に著しく被害が増加し、早春のタケノコに始まりイモ類やカボチャ、8月以降は水稲の被害が顕著となっている。</li> <li>・ニホンザルについては、追い上げや捕獲実施などにより、被害の拡大は防いでいるものの西部の出没地域では依然として被害が常態化している。</li> <li>・このほか、一部地域ではクマによる養鶏被害やカラスやハクビシンによる野菜等の被害、カルガモによる水稲被害が発生している。</li> </ul> |
|---|

(3) 被害の軽減目標

| 鳥獣の種類 | 現状値(平成26年度)            | 目標値(平成29年度)            |
|-------|------------------------|------------------------|
| イノシシ  | 被害面積 660a<br>被害額 742万円 | 被害面積 462a<br>被害額 519万円 |
| ニホンザル | 被害面積 36a<br>被害額 67万円   | 被害面積 25a<br>被害額 47万円   |

※目標値は現状値の70%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策   | 課題  |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシなど有害鳥獣(サルを除く)については、被害の著しい地域において、宮城県猟友会の仙台市内各支部(仙台北、仙台南、仙台東、仙台泉)に対し捕獲を依頼している。なお、イノシシの有害捕獲にあつては捕獲報奨金を交付し、捕獲意欲の維持に努めている。</li> <li>・ ニホンザルについては、宮城県猟友会の協力を得て、銃器を使用した追い上げや箱わなによる捕獲を実施しているほか、電波発信機、箱わな等資材の整備、専門機関による生息状況調査を実施している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシの捕獲については、箱わなを主体に捕獲数が増えているものの、被害地域拡大の状況から、一層、捕獲強化に努める必要がある。</li> <li>・ イノシシ捕獲対策強化に伴い箱わなの設置箇所が増え、猟友会による見回り等の捕獲活動について肉体面、資金面ともに負担が増している状況となっている。</li> <li>・ 放射性物質検出の影響によるイノシシの狩猟意欲の減退が懸念されることと、課題が改善される状況になった場合のイノシシ肉活用の加工施設等の検討。</li> <li>・ ニホンザルの捕獲については、人慣れが一層進み対策が困難化してる。また、一部の奥山の群れが農地に出没したり、群れから離れた小規模の群れや新たな群れも確認される等、依然として、被害地域・遊動域の拡大が懸念される。</li> <li>・ ニホンザルについて電波発信機の更新・新規装着の整備が必要である。</li> <li>・ 捕獲体制の人的な維持が課題である。</li> </ul> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気柵については、みやぎ環境交付金を活用し、支援を行っている。</li> <li>・ イノシシ対策として有効なワイヤーメッシュ柵の設置については、国の事業を活用しながら地域ぐるみの大規模な防護柵設置を推進している。</li> <li>・ ニホンザルについては、銃器等を使用した追い上げ、定期被害パトロールを実施している。</li> <li>・ 被害者が自主的に行う追い払いへの支援をしている。</li> <li>・ 廃棄野菜や生活ゴミの管理徹底を指導している。</li> <li>・ 放任果樹除去を目的とした柿もぎボランティア事業を実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果が高い地域ぐるみでの防護柵設置等の取り組みは増えているが、それ以外の地域では、イノシシ被害が拡大している状況から、地域の合意形成により導入地域をさらに増やしていく必要がある。</li> <li>・ イノシシ対策用として電気柵を設置している一部地域において、農地への侵入が見受けられる。</li> <li>・ 市民の自主防除への関心が低く(あきらめ意識が強い)、防護柵の設置や、放任果樹(特に柿)の収穫、廃棄野菜等の管理に消極的である。</li> </ul>   |

(5) 今後の取組方針

- ・ イノシシ・ニホンザルの防護柵の設置については、地域ぐるみの対策が効果的であることから、講習会開催などにより地域単位の設置を推進する。
- ・ イノシシの捕獲については、農家のわな免許取得を推進し、防護柵の設置と併せ、箱わなを主体に効果的な方法により実施する。
- ・ イノシシについては、宮城県イノシシ保護管理計画、仙台市緊急捕獲等計画に基づき、捕獲活動の更なる強化を行う。
- ・ ニホンザルについては、宮城県ニホンザル保護管理計画に基づき、追い上げを主体としながら捕獲を含む個体群管理を推進していく。
- ・ その他の鳥獣対策についても、効果的な自主防除対策と、被害の状況により捕獲を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、ニホンザルについては宮城県の各保護管理計画に基づき、宮城県猟友会仙台北支部、仙台東支部、仙台南支部、仙台泉支部の協力を得ながら、実施していく。

また、平成26年度から地域ぐるみで捕獲対策に取り組むため、狩猟免許を持たない農業者等が箱わなの見回り等を実施している。

その他の鳥獣害については、仙台市農作物有害鳥獣対策協議会幹事会において、自主防除で対応しきれず捕獲の必要性が認められた場合は、宮城県猟友会仙台北支部、仙台東支部、仙台南支部、仙台泉支部に対し捕獲を依頼する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣          | 取組内容   |
|----|---------------|--|
| 27 | イノシシ<br>ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 箱わなの適正数の確保と維持</li><li>・ 安全で確実な捕獲手法の検討ならびに研修</li><li>・ イノシシ捕獲のため農家のわな猟免許取得を推進</li><li>・ イノシシ捕獲のための地域ぐるみの捕獲対応の実施</li></ul> |
| 28 | イノシシ<br>ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 箱わなの適正数の確保と維持</li><li>・ 安全で確実な捕獲手法の検討ならびに研修</li><li>・ イノシシ捕獲のため農家のわな猟免許取得を推進</li><li>・ イノシシ捕獲のための地域ぐるみの捕獲対応の実施</li></ul> |
| 29 | イノシシ<br>ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 箱わなの適正数の確保と維持</li><li>・ 安全で確実な捕獲手法の検討ならびに研修</li><li>・ イノシシ捕獲のため農家のわな猟免許取得を推進</li><li>・ イノシシ捕獲のための地域ぐるみの捕獲対応の実施</li></ul> |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

|  |
|--|
| 捕獲計画数等の設定の考え方  |
| 近年、農業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備し、捕獲活動を強化した捕獲計画数等を設定する。 |

| 対象鳥獣  | 捕獲計画数等                 |                        |                        |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|
|       | 27年度                   | 28年度                   | 29年度                   |
| イノシシ  | 500頭                   | 500頭                   | 500頭                   |
| ニホンザル | 市ニホンザル保護管理事業実施計画に基づく頭数 | 市ニホンザル保護管理事業実施計画に基づく頭数 | 市ニホンザル保護管理事業実施計画に基づく頭数 |

|  |
|--|
| 捕獲等の取組内容   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシは、わなを主体に捕獲を通年で実施する。</li> <li>・ ニホンザルは、追い上げをしたうえで、人馴れが極度に進んだ群れに対して箱わなと銃器により捕獲を通年で実施する。</li> <li>・ 箱わな等による有害捕獲において、狩猟免許を有しない従事者(補助者)の参加により、行政、地域、猟友会で捕獲体制のあり方を十分協議、検討し、実施する。</li> <li>・ その他の鳥獣については、被害状況を勘案しつつ、捕獲の必要性が生じた場合、周辺の住環境等を考慮しながら、適切な方法により捕獲する。</li> </ul> |

(4) 許可権限委譲事項

なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 防護柵の整備計画

| 対象鳥獣          | 整備内容                  |                       |                       |
|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|               | 27年度                  | 28年度                  | 29年度                  |
| イノシシ<br>ニホンザル | 箇所数 4ヶ所<br>延長 81,500m | 箇所数 5ヶ所<br>延長 30,000m | 箇所数 5ヶ所<br>延長 30,000m |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣          | 取組内容  |
|----|---------------|---|
| 27 | イノシシ<br>ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止に関する普及啓発(講習会、広報紙、地域説明会等)</li> <li>イノシシ対策として、農家のわな猟免許取得の推進及び捕獲用箱わな等の導入促進</li> <li>ニホンザル対策として、追い上げの実施や、自主防除対策の支援(柿もぎボランティア事業等)の実施</li> </ul> |
| 28 | イノシシ<br>ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止に関する普及啓発(講習会、広報紙、地域説明会等)</li> <li>イノシシ対策として、農家のわな猟免許取得の推進及び捕獲用箱わな等の導入促進</li> <li>ニホンザル対策として、追い上げの実施や、自主防除対策の支援(柿もぎボランティア事業等)の実施</li> </ul> |
| 29 | イノシシ<br>ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止に関する普及啓発(講習会、広報紙、地域説明会等)</li> <li>イノシシ対策として、農家のわな猟免許取得の推進及び捕獲用箱わな等の導入促進</li> <li>ニホンザル対策として、追い上げの実施や、自主防除対策の支援(柿もぎボランティア事業等)の実施</li> </ul> |

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 被害防止対策協議会の名称 | 仙台市農作物有害鳥獣対策協議会 |
|--------------|-----------------|

| 構成機関の名称                         | 役割  |
|---------------------------------|---|
| 仙台市                             | 事務局として会議等を開催し、構成員の情報共有・連携を図るとともに、各事業を中心となって実施 |
| 宮城県仙台農業改良普及センター                 | 県内及び管内の状況収集と防除技術等事業協力                         |
| 仙台農業協同組合                        | 農作物被害情報の収集と農家への自主防除対策等の周知、緊急対応の指導・支援          |
| 宮城県農業共済組合                       | 被害情報の収集と事業協力                                  |
| 宮城県猟友会(仙台北支部、仙台東支部、仙台南支部、仙台泉支部) | 追い上げ、捕獲等に関する事業協力、地域のイノシシ捕獲技術向上のための支援          |
| 宮城県自然保護員                        | 出没及び被害情報の収集と事業協力                              |
| 地区鳥獣害防止対策実施組織                   | 防護柵の設置と管理、柵設置効果の情報提供                          |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称      | 役割  |
|--------------|---|
| 東北農政局        | 鳥獣被害防止総合対策事業(補助事業)等   |
| 宮城県農産園芸環境課   | 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画<br>宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金等<br>県内の対策等情報提供と協議・連携(宮城県農作物等鳥獣被害対策会議) |
| 宮城県自然保護課     | ニホンザル、イノシシ管理計画  |
| 宮城県仙台地方振興事務所 | ニホンザル、ツキノワグマの捕獲許可、その他鳥獣保護に係る窓口、管内の対策等情報提供と協議・連携(宮城県農作物等鳥獣被害対策地域連携会議)            |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後のイノシシ被害状況などを踏まえながら、そのあり方について検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲は、宮城県猟友会の仙台市内各支部(仙台北、仙台南、仙台東、仙台泉)に対し依頼する。また、わな猟免許を有する被害農業者が自己の耕作地及びその周辺の地域において箱わなを用いて捕獲したイノシシの止め刺しも依頼する。

また、狩猟免許を有しない捕獲従事者容認事業の活用を図り、地域ぐるみによる捕獲対策を推進する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設、または焼却施設にて焼却処分する。

イノシシについては、放射性物質検出による出荷制限の状況を見極めながら、資源としての活用を検討する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・錯誤捕獲時の放獣対応を行う麻酔取扱者等研究者の確保対策について、広域的対応も含め、関係機関と調整のうえ検討する。

・国や宮城県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業に協力・連携し、個体数削減に向けた取組みを推進する。